

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑前町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条第1項に規定する役員のうち、会長、副会長の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 会長、副会長の年間報酬額は、次のとおりとする。

会長	600,000円
副会長	120,000円

(報酬額支給)

第3条 報酬額は、次のとおり月度ごとに支給する。

会長	50,000円
副会長	10,000円

(法定控除)

第4条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬との支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 3月22日から施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。